

町営住宅手続きにおける個人番号の利用について

○町営住宅における個人番号制度のメリット

- ・手続きの際に必要な証明書等の添付が省略できるものもあり、申請者の負担が軽減される

○平成 28 年 1 月 1 日からの届出には、原則個人番号の記入が必要

・町営住宅の届出では、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の届出が必要となります。そのため、窓口において、個人番号確認と本人確認を行います。お越しいただく際には、「マイナンバーカード」又は、「通知カード」と「本人確認書類」をお持ちください。

窓口に来られる方	個人番号確認・記入	本人確認	その他必要なもの
名義人	・名義人及び手続き対象者の個人番号の記入	名義人の本人確認が必要	—
代理人	・名義人の個人番号の確認が必要（ <u>代理人の場合、写し</u> ）	代理人の本人確認が必要	・任意代理人の場合は委任状 ・法定代理人の場合は戸籍謄本や成年後見の登記事項証明書等

○個人番号確認には、以下のいずれかが必要

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し等

○本人確認には、以下のいずれかが必要

- ・1 点で良いもの
「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード（顔写真入り）」「運転免許証」「運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）」「パスポート」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳（顔写真入り）」「療育手帳」「在留カード」「特別永住者証明書」
- ・2 点必要なもの
上記書類をお持ちでない人は、官公署から発行され、又は給付された書類その他これに類する書類で、個人識別事項（氏名及び生年月日、住所）の記載のあるもの
例：「住民基本台帳（顔写真の入っていないもの）」「健康保険証」「年金手帳」「介護保険被保険者証」「官公署発行の書類」「預金通帳」「社員証」等

○委任状

任意代理人の場合は、別紙委任状が必要